

札幌圏都市計画高度地区の変更（石狩市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高 度 地 区	約 714 ha	高度地区規定書による	北側斜線制限

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区画整理事業区域内の地区公園について、土地利用が確定したことに伴う用途地域の変更に併せて高度地区を廃止する。

札幌圏都市計画 高度地区新旧対照表

	種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
旧	高 度 地 区	約 7 1 9 ha	高度地区規定書による	北側斜線制限
新	高 度 地 区	約 7 1 4 ha	高度地区規定書による	北側斜線制限
増減		約 5 ha 減		